

八幡物産株式会社「北の国から届いたブルーベリー」（機能性表示食品 届出番号 A164）
についての申入れについて

2016年7月5日
日本アントシアニン研究会

日本アントシアニン研究会は、八幡物産株式会社（八幡物産）が販売を予定していた「北の国から届いたブルーベリー」（機能性表示食品 届出番号 A164）（現在販売中）という機能性表示食品について、消費者庁に届出された資料を検討しました。その結果、当会は、「北の国から届いたブルーベリー」の機能性表示「本品にはビルベリー由来のアントシアニンが含まれます。アントシアニンには、パソコン作業、事務作業など目をよく使うことによる、目の疲労感、ピント調節機能の低下を緩和することにより、目の調子を整える機能があることが報告されています。」はエビデンスに裏付けられたものではないと判断するに至りました。

当会は、上記した判断に基づき、本年1月7日付で、八幡物産に対し、「北の国から届いたブルーベリー」について、機能性表示食品としての届出を取り下げようとして文書による申入れを行いました。当会の当研究会の指摘は、概要、八幡物産が、消費者庁に機能性表示食品としての届出をするに際し、採択した文献において用いられているビルベリーエキスと「北の国から届いたブルーベリー」において用いられているビルベリーエキスの同等性が根拠づけられていないこと、機能性表示の内容が採択した文献の結論と矛盾しているというものでした。

当研究会は、アントシアニンという分野において安全性、機能性について専門的な知見を有する専門家の団体として、機能性表示食品制度の趣旨に鑑み、消費者の合理的かつ自主的な選択を誤らせる恐れがある機能性表示が「北の国から届いたブルーベリー」に付されていることを放置しておくことはできないと考え、申入れを行ったものです。

残念ながら当研究会の申入れに対し、八幡物産からは当方の指摘に対する実質的な中身のあ
る回答はなく、そのまま「北の国から届いたブルーベリー」の販売が行われたため、当研究会
は、これまでの八幡物産とのやりとりを公開することを検討することを付した上で、さらなる
回答を求める通知を行ったところ、平成28年3月31日付で東京地方裁判所に当研究会が「北
の国から届いたブルーベリー」について、「機能性表示食品の届出に不合理な点が含まれている
こと」、などを公開することを差し止める仮処分（東京地方裁判所平成28年（ヨ）第961号
商品情報開禁止仮処分命令申立事件）を申し立ててきました。

当研究会は、この仮処分申し立てに対して反論を行い、5月11日、同24日、6月16日
の3回の審尋期日を経た後、裁判所の判断を待つ状態になっていましたが、八幡物産は6月2
4日付で当研究会に対する仮処分を取下げました。審尋と並行して、八幡物産側と「北の国か
ら届いたブルーベリー」の機能性のエビデンスについてやりとりも行われましたが、審尋にお

いても、このやりとりにおいても、当方は、エビデンスとされている論文において用いられているビルベリーエキスと「北の国から届いたブルーベリー」において用いられているビルベリーエキスの同等性が根拠づけられていないこと、機能性表示の内容が採択した文献の結論と矛盾していることを積極的に明らかにし、八幡物産側はこれに有効な反論をすることに失敗をしたと考えています。当会としては、八幡物産にも十分に主張をする機会を与えられた審尋手続きを経て、「北の国から届いたブルーベリー」の機能性表示がエビデンスに基づくものではないことが、明らかになったと考えております。

当研究会としては、申し入れ、仮処分の申立て、その取り下げに至る客観的な経緯に鑑みれば、八幡物産が東京地方裁判所から却下決定を受けることを避けるために仮処分を取下げの途を選んだものと考えております。

当研究会は、本年7月4日付で、改めて、八幡物産に対し、「北の国から届いたブルーベリー」について機能性表示食品としての届出を取り下げるように文書による申し入れを行いました。

以上